

## 弘前藩の蝦夷地警備と青森妙見堂

～発見された大星神社の鰐口は何を語るか～

福井敏隆

はじめに

一 昨年の秋、青森市問屋町に鎮座する大星神社境内の土中から、直径約50センチメートルの銅製「鰐口」が発見された。このことは2015年6月1日付「東奥日報」朝刊の記事になった。この記事の掲載にあたって「東奥日報」の記者から「鰐口」の銘文の解説や奉納意義についての意見を求められた。

この「鰐口」には以下のような銘文が彫られていた。「奉納」「堀五郎左エ門菅原利寛」「文化七庚午 四月八日」（文化七年は1810年である）。堀は当時、弘前藩の城代を務めている重役である。境内や史料を調べて見ると、この時期、他にも様々な奉納物が、弘前藩士や青森町などから妙見堂（大星神社の前身）に寄進されていたことが解った。この時期になぜ奉納物が集中するのか疑問に思い、少々調べてみた事について、昨年12月13日に弘前大学国史研究会・第91回例会で発表をさせて頂いた。本稿はこの発表を元に関係史料をさらに読み込み、頂戴したご意見などを参考にして、弘前藩の蝦夷地警備について、従来余り注目され

る事なかった、妙見堂の果たした役割について考察したものである。なお、小生の発表を元に、2016年1月13日付「東奥日報」朝刊では、大星神社の前身妙見堂について「蝦夷地警備 祈りの場」と題した特別記事を載せている。

### 1 文化年間の弘前藩

さて、この「鰐口」が奉納された文化7年（1810）前後の弘前藩はどういう状況であったか、概観をしたものが左記である。

- (1) 文化元年（1804）8月…東蝦夷地警備継続の幕府の命令。
- (2) 同 2年（1805）5月…領地、7万石に高直り。
- (3) 同 3年（1806）1月…弘前分間絵図完成。
- (4) 同 年（々々）10月…藩祖津軽為信200回忌法要施行。12月は長勝寺。
- (5) 同 4年（1807）4月…西蝦夷地警備継続の幕府の命令。択捉島でロシア人と交戦（北の黒船事件）。斜

里での越冬が大惨事となる。

- (6) 同年（々々） 9月…幕府役人（中川飛驒守ら）蝦夷地からの帰途、津軽領沿岸を視察。

- (7) 同年（1808） 12月…領地、10万石に高直り。

- (8) 同年（1809） 4月…黒石津軽家、1万石に昇格。

- (9) 同年（々々） 10月…軍用船永宝丸建造。

- (10) 同年（1810） 4月…天守再建へ（翌年3月完成）。

- (11) 同年（1813） 9月…民次郎一揆起きる。

なお、弘前藩の蝦夷地警備が恒常的になるのは寛政9年（1797）からである。表1を参照して欲しい。

## 2 妙見信仰とは

妙見堂（妙見宮）あるいは妙見信仰とはどういうものか『国史大辞典 第13巻』（吉川弘文館・平成4年4月1日発行）の「妙見信仰」「妙見菩薩」の記述を利用して簡単に説明をしておく。北辰すなわち北斗星の本拠を祀る信仰が妙見信仰である。祀られる妙見菩薩は妙見大士・尊星王・北辰菩薩ともよばれる。衆星中の最尊として信仰され、国土を護り災厄を消滅し福寿を増すために祈られるという。この信仰は古代バビロニアに端を発すとされ、インドや中国などでも重んじられた。我が国では、古代の古墳に北斗や二十八宿図、玄武など四神図が描かれたが、これは道教や陰陽道の受容で北辰が司過・司命の神とされ、仏教の『宿曜経』の伝来や密教家の修法で一層広まったという。北斗の第七星を破軍星と

表1 蝦夷地派兵総人数及び越冬者・陣没者数

元号	西暦		総人数	越冬人数	陣没者数
	寛政	享和			
5	1799	1799	281		
6	1800	1800	339		
7	1801	1801	339		
8	1802	1802	339		
9	1803	1803	339		
10	1804	1804	339		
11	1805	1805	339		
12	1806	1806	339		
13	1807	1807	339		
14	1808	1808	339		
元	1809	1809	339		
1	1810	1810	339		
2	1811	1811	339		
3	1812	1812	339		
4	1813	1813	339		
5	1814	1814	339		
6	1815	1815	339		
7	1816	1816	339		
8	1817	1817	339		
9	1818	1818	339		
10	1819	1819	339		
11	1820	1820	339		
12	1821	1821	339		
13	1822	1822	339		
14	1823	1823	339		
元	1824	1824	339		
計	5	5	8694	2846	295

（吉村和夫『北方警備と津軽藩』ワープロ出版社・平成元年9月20日発行、312頁より）

するため、中世以降は千葉氏・相馬氏・大内氏などの武士の間では妙見菩薩を弓矢の神ともした。日蓮も伊勢常明寺で北辰を感得したとされ、広く同宗寺院では守護神として妙見堂を祀る習わしも生じた。このため日蓮宗の場合、「妙見さん」が宗名の俗称として用いられる場合もある。

弘前藩の江戸柳島藩邸の近くにあった日蓮宗法性寺は、「柳島の妙見様」と呼ばれて信仰されており、弘前藩とも親交があった。

なお、江戸時代は神仏混淆のため、妙見菩薩を祀るのであるが、妙見堂、妙見宮と呼び方が一定しない。本稿では使用した史料には妙見宮と書いたものが多いが、基本的には妙見堂で表記し、妙見宮とある場合はそのままとした。

### 3 青森妙見堂の再建

青森妙見堂に関する資料は、大星神社にどの位残っているかは不明であるが、後述するように、弘前市立弘前図書館（以下、弘前図書館と略記）に2点、東京都立川市の人間文化研究機構・国文学研究資料館（以下、国文研と略記）には陸奥国弘前津軽家文書の中に22件存在する。その他は、「国日記」<sup>②</sup>に書かれた記述等を見つけていくしかない。国文研の津軽家文書の中にある22件の中には綴ったものもあるので、恐らく50点は越えると思う。元々は杉箱にまとめて一括保存されていたように興味深い。なお、例会で使用した史料と以下の記述の史料は、必ずしも番号が同じではなくご注意頂きたい。発表時は時間的に余裕がなく、精査出来ないまま史料を単に羅列的にお示してしまっただけである。

それでは、まず、妙見堂の再建について見ていこう。史料1の①・②・③によれば、文化3年（1806）9月頃から、横内村の妙見堂の再建が計画されたことが解る。また、当時の妙見堂は本社（4尺×4尺）のみで、拝殿と神楽殿はなかった様である。

史料1 寅（文化3年…1806）12月「妙見宮御尋之儀ニ付御返答

書」（国文研蔵・22B00764の2―1）※7点の史料の綴り。（なお句読点等、以下筆者。①・②等は順番である。）

（表紙）「妙見宮御尋之儀

上 横内村

庄屋右兵衛

#### ① 覚

此度妙見宮御寄附候哉、是迄建居候堂何間ニ而雨覆ニ而も有之候ハ、何間ニ何間等申儀、尤何年頃取立候訳、氏子有之候哉、尚又堂修覆等之節ハ、氏子ニ而茂合ニ而も差出候哉、右之通御詮議被仰付奉、覚左ニ奉申上候、

一 横内村妙見宮

御本社

式間二  
卷間半

右堂社、元和年中迄御座候所、至而大破仕寛永五辰年六尺四面ニ御再興被仰付、其後度々御修理被仰付罷有候所、延享年中大破ニ付御再興奉取申立、右代錢以四尺四面ニ再興仕、右不足之所ハ、氏子中ニ而出精割合仕、迁宮等迄仕罷有候、右前書之四尺四面之堂社、天明年中及大破ニ、再興之趣御上様より錢百目為御修覆料ト被下置、右不足之所ハ氏子中ニ而出精割合仕候而、又々四尺四面ニ再興仕、唯今之御本社四尺四面御座候、

一 御拝殿

四間二  
六間

但、屋根桁ふき、四方葺、

一 御神楽殿

三間半二  
六間

但、屋根椀ふき右同、

右拝殿并神楽殿、元禄年中迄御座候所、其後段々大破仕、唯今無御座候、

右御尋二付、此段奉申上候、以上

寅 横内村

十二月 庄屋右兵衛

小 専太郎 様・・・小林専太郎

森 弥源太 様・・・森山弥源太

織 藤 次 様・・・織田藤次(司)・・・3人とも油川・後潟・

浦町・横内組代官

② 御内意口上之覚

阿保兵部より別紙之通申出候、同人申出之通、此度妙見堂結構ニ御再興被仰付冥加至極難有仕合奉存候、右ニ付御旗御染入之上、御奉納被仰付候様、御内々ニ而承知仕候旨、随而染入名号之儀別紙之通申出候、右申出両号之内何れニ而も不苦御儀ニハ御座候得共、菩薩号之儀ニ付、菩薩号御染入被仰付可然御儀と奉存候、則同人内意書之通申差上候、此段御内意申上候、以上

九月 長利薩摩

③ 御内意口上之覚

此度横内村妙見堂結構ニ御再興被仰付冥加至極難有仕合奉存候、右ニ付御旗御染入之上奉納被仰付候様、御内々ニ而承知仕候、随而右名号之儀ハ、妙見菩薩又妙見堂右両様之内、何れニ而も不苦候間、御染入被仰付被下置度、此段御内意奉願候、以上、

九月

長利薩摩 様

阿保兵部

堂社の変遷を見ると、元和年間(1615〜24)迄あったが大破。寛永5年(1628)に6尺×6尺で再興。延享年間(1744〜48)に大破につき再興を藩に願ひ出るも、仰せ付けがなく、其の後、一旦消滅した模様である。明和年間(1764〜72)に境内林の木を伐り、その代金で4尺×4尺の堂社を再建。経費の不足分は氏子が負担した。天明年間(1781〜89)にまた大破し、再興願ひを藩に出したところ、錢1000目の補助が出た。この時も不足分を氏子が負担して4尺×4尺の本社を再興した。これが当時あつた本社であろう。

宝物として、古面8面が書き上げられている(史料1の⑥)。これが、現在、県重宝に指定されている、舞楽面(9面)・能面(1面)である。ただ、点数はあわない。舞楽面の存在は、妙見堂が中世まではその存在が遡り得るように思われる。

⑥ 覚

妙見宮御堂御内々ニ而御再興被仰付候ニ付、御宝物入御櫃、社司と兩人ニ而開見、其段申上候様被仰付、右ニ付御最花式百疋御渡被仰付候ニ付、今月廿四日同所社司并外人共七人ニ而御渡、御最花并供物等相備、神事執行仕候而、一先引取申候ニ付、夫より社司之兩人ニ而開帳仕候、尤外今度櫃寸尺之儀ハ、先頃申上候ニ付、同櫃寸尺等之儀、則左ニ申上候、

高サ 壹尺五寸五分

一 同櫃 但 長サ 三尺

幅 老尺六寸

板厚サ 五分位

錠前之盛蓋

末色スバキ

一 御面 八面

式面ニ御書記有、別紙ニ而

但 申上候、痛候分有、(下略)

「国日記」正徳元年(1711)6月6日条の記事によれば、祭礼の時、神楽を勤めるに際して、藩から神楽料として「銀一枚」が支給されたが、「諸色不足ニ而難儀之由」を妙見社司安保右近太夫が申し出たところ、「金子老両」が追加支給されており、この時代までは神楽が奉納され、藩から神楽料も出ていたことが解る。

なお「国日記」には、再建開始の記事はなく、再建が終わったという記事が出てくる(史料2と3)。「御内々」に再建されたようで、蝦夷地警備の費用捻出のため、藩士の知行借り上げを行っている状態では、藩が公的に費用を出して再建をする事を、公にしにくかったようである。また、この費用も、藩の負担と言うよりは、藩主の小納戸金を使用した模様である。この「国日記」記事の内容については最後に触れる。

史料2 「国日記」文化4年(1807)11月21日条

一 御書役申出候、此度横内村妙見堂御内々御再建被仰付、夫々出来相

濟申候、依之此末御修復等之儀、作事方ニ而出来候様被仰付候、

一 御寄進物、別紙之通御座候、是又往々痛損候節ハ、同所社司より申立候ハ、夫々御修復之儀被仰付候、

一 以来正・五・九月御祈祷被仰付候間、並合之通御祈祷料社司江相渡候様被仰付候、

一 毎年六月十五日祭事被仰付候間、御積を以、祭事料相渡候様、

一 右御祭事之節、横内組御代官出席可被仰付哉之儀、伺之通被仰付候、

史料3 「国日記」文化4年(1807)11月29日条

一 勘定奉行申出候、此度妙見宮御祈願所ニ被仰付、正・五・九月御祈

禱、六月十五日御祭事被仰付候ニ付、御祈禱料并御祭事料沙汰仕、可申上旨被仰付候ニ付、左ニ、

一 金三步下錢拾壱匁分ツ、

但、壱ケ度渡 正・五・九月

御祈禱之節、年中三ケ度渡方被仰付候様、

右ハ百沢下居宮・国上寺・百沢寺・御穀神御祈禱料並合を以、申上候、

一 金壱歩と錢五拾目

但、六月十五日御祭事之節、御祭事料渡方被仰付候様、

右ハ御穀神御祭事料並合を以、申上候、

右之通渡方被仰付候様、申出之通被仰付候旨申遣之、<sup>4)</sup>

4 青森妙見堂への奉納物

それでは、この再建時、妙見堂にはどういう物が奉納されたのだろうか？ 文化9年（1812）8月に社司の阿保兵部が書いた「妙見堂御寄附諸器并御家中・在町奉納調書上帳」（弘前図書館蔵・TK175—40）が残っているので、ほぼ判明する。表2はそれを、まとめたものである。

表2 文化4卯年〜7午年、妙見堂への奉納品・奉納者

- 1 9代藩主津軽寧親奉納・・・文化4卯年〜6巳年の奉納である。
- ① 妙見尊像・・・御本尊
- ② 御厨子・・・①の厨子と思われる。
- ③ 小戸張
- ④ 大戸張
- ⑤ 御染筆御額・・・「妙見堂」の額、これは現存。
- ⑥ 御簾
- ⑦ 御紋附灯籠台共・・・灯籠と台がセット
- ⑧ 御紋附御幕・・・文化4年と6年に片方ずつ奉納。奉納年の記載はこれのみ。
- ⑨ 高麗縁畳
- ⑩ 二本立御幣
- ⑪ 幣串台共・・・幣串と台がセット
- ⑫ 大麻串台共・・・大麻串と台がセット
- ⑬ 五本立御幣
- ⑭ 机

2 藩士達他

- ⑮ 祓机
- ⑯ 燭台
- ⑰ 御神酒徳利
- ⑱ 三宝
- ⑲ 長走り・・・長いサイズの畳か？
- ⑳ 許敷・・・不明
- ㉑ 薄縁
- ㉒ 御旗竿台共・・・旗は立てる台とセット
- ㉓ 御神器箱
- ① 御神鏡台共・・・山鹿八郎左衛門（用人）が奉納。
- ② 打鳴し・・・書役衆（同役が組んで奉納）が奉納。
- ③ 鉦太鞆台共・・・喜多村監物（家老）が奉納。
- ④ 附太鞆台共・・・江戸詰めの御側衆が奉納。
- ⑤ 手拍子・・・寺社奉行衆（同役が組んで奉納）が奉納。具体的に  
は町田助太郎と佐田長左衛門と思われる。
- ⑥ 振鈴・・・書役衆（同役による奉納）と浜田村の助右衛門（庄屋  
か？）による奉納。
- ⑦ 舞衣拜共・・・前田権左衛門（役職不明）
- ⑧ 湯立釜・・・勘定奉行衆（同役が組んで奉納）が奉納。具体的に  
は笹森権蔵・珍田吉太郎・成田猪右衛門・吉沢莊  
（庄）太夫・高屋吾助・小笠原其母と思われる。
- ⑨ 御獅子・・・奉納者不明。



⑩ 舞手着服・・・竹屋久助・三国屋勘左衛門(⑨と⑩はセットと思われる)が奉納。

※竹屋は弘前の商人で、三谷担齋として、俳句の宗匠として有名。三國屋は鯨ヶ沢の廻船問屋である。

⑪ 黒塗の三宝・・・奉納者不明。

⑫ 錫の瓶子・・・御広敷役人からの奉納。※しかし代金の受取は書方役人宛である。

⑬ 灯台・灯具共・・・弘前町奉行と山奉行(組んで奉納した模様)が奉納。町奉行は具体的には桜庭清次郎・後藤茂太夫・石山彦太郎と思われる。山奉行の人名は不明。

⑭ 黒塗の燭台・・・御側衆(同役が組んで奉納)が奉納。

⑮ 石鳥居・・・津軽屋三右衛門(考証学者の狩谷掖齋)が文化6年に奉納。これは現存。

⑯ 石灯籠・・・家老衆と手廻組組頭・馬廻組組頭等が文化5年に奉納。これは現存。

※家老・渡辺将監と津軽頼母(この二人のみ)。

※手廻組組頭・棟方作右衛門・大道寺宇左衛門・桜庭半兵衛。

※馬廻組組頭・西館宇膳・竹内源太夫・沢与左衛門・溝江伝左衛門。

※留守居組組頭・森岡金吾(文化6年に馬廻組組頭となる)。

※『青森市史 第10巻 社寺編』(青森市・昭和47年3月25日発行)

191〜2頁の役職比定には若干誤りあり。

⑰ 真鍮幣・・・医者(近習医者として表医者が組んで奉納か?)の奉納。

⑱ 鰐口・・・堀五郎左衛門(城代)と御側衆(同役が組んで奉納)が各1個奉納。文化7年に堀の奉納したものが今回発見された。

⑲ 金灯籠・・・御達商人が奉納。

⑳ 御神灯・・・在方によるとあるので、横内組の村々でまとめて奉納した模様。また、別に青森講中とあるので、青森町の妙見信仰者達による奉納もあった。

㉑ 八角灯・・・青森講中とあるので、青森町の妙見信仰者達による奉納と思われる。八角灯については不明

㉒ 金額・・・用人中とあるので用人達が組んで奉納。具体的には須藤五郎太夫・山屋長太夫・津軽直記・足立又右衛門・竹内衛士・和嶋丈右衛門と思われる。

㉓ 石灯籠・・・青森町中とあるので、青森町の各町が金を出し合い文化6年に奉納。これは現存。

※このうち、2の①〜⑯までは、「神用必用之品」として、備損等之節は藩での修復・取替を要求している。以上の事から、妙見堂の再建は、弘前藩及び藩主という公的立場だけでなく、藩士・医者・御用商人・青森町・横内村をはじめとする横内組の村々・妙見信仰者等の協力もあつてなされたことがわかる。

ここで、一つ問題になるのは、「手水石」が、文化6年5月15日に奉納されているにも関わらず、脱落している事である。理由はわからない。

ただ「手拍子」という記載があり、奉納者が寺社奉行衆とあるので誤記（？）したのかも知れない。今回発見された「鰐口」だが、堀が奉納したほかに、御側衆がもう1個奉納しており、拝殿の前と、神楽殿の前につるされたのではないかと想像される。埋納されたのは、神仏分離令が出された後の、明治初期が一番可能性は高いと考えられる。鰐口や梵鐘は、仏教色が強い堂社の神仏仕分けの際、神社に変わる場合は確実に取り除くことが求められていた。<sup>5)</sup>

また、史料4と5は、奉納物や再建に伴う、工賃などを支出した「請取（受取）」をまとめたものである。文化4年に始まって、7年・8年まで続いているので、奉納物は一挙に奉納をされたのではなく、再建工事も継続して行われたことを物語っている。

史料4 文化4・5・7・8年（1807・08・10・11）「妙見宮御取建二付大工頭積書物并諸廉請取手形」（国文研蔵・22B 00756）※11点の史料あり。

（表紙）「妙見宮御取建二付大工頭積書物并諸廉請取手形等入」

① 覚

錢 拾匁四分八厘 右預申候、以上、……匁の所に（黒印）

辰五月九日……………辰は文化5年（1808）

□□頭取（黒印）

隆助 様

② 覚

一 錢百五拾七匁式分式厘

但、此錢卜金壹兩式歩御渡二付、宮川彦六方江相払、端錢拾式匁四分五厘八同人へ預候処二付、上納仕候、  
右ハ外浜妙見境内掃除之者壹軒之分御手当百式拾五匁、家木拾八本  
代三拾式匁式分式厘、引越料被下置、受取、如件、  
文化五戊辰年五月 織田藤次（黒印）  
午二月廿四日……………午年は文化7年（1810）  
端錢郡所二渡、

但、百七十匁之内也、  
宮川預手形官所書付内、

③ 覚

一 錫御瓶子

壹対

但、上々錫二而、目形四百五拾目付、

寸法仕、御注文之通、新キ到来、

代 四拾五匁

右御外箱 壹ツ

同詰綿共二

代 壹匁八分

右之通慥奉請取候、以上、

辰 伊勢屋

七月 四郎兵衛

御書方

御役人衆中様

④ 覚



一 錢百拾六匁 但、飯炊人夫

百拾六人分

右ハ妙見宮御本社并神樂殿共御普請中作事役人罷有候ニ付、飯炊人夫代被下置請取、如件、

文化七庚午年二月 外崎甚太夫(黒印) . . . 外崎は浦町

・横内組代官

⑤ 覚

金子三両八

右ハ妙見宮此度御手入場所御雇人夫代、御渡被仰付、奉受取候、以上  
午

四月十八日 由布庄左衛門(黒印) . . . 由布は浦町・横内組

代官

藤 権左衛門 様 . . . 藤田は旗奉行格小姓組頭

⑥ 覚

金子四両

右ハ妙見宮此度御手入場所御雇人夫代、御渡被仰付、奉受取候、以上

文化七庚午四月廿五日 由布庄左衛門(黒印) . . . ⑤に同じ

藤 権左衛門 様 . . . 藤田は⑤に同じ

⑦ 覚

一 錢壹貫貳百貳拾壹匁分四厘七毛

右ハ妙見宮御本社・神樂殿切組木柄等弘前より相下候ニ付、百門より高門迄賃銭之内請取、如件、

文化七庚午年十二月 成田半四郎(黒印) . . . 大工頭

(付紙あり) 「此之形表、御□□度より之形ヲ以、当分御ケ権左エ門より相渡、尤御小納戸より御渡候処ニ而、御□江相廻候之所、

午

十二月廿二日(付紙)

⑧ 覚

一 錢貳拾壹匁六分

右ハ妙見宮諸色浪岡宿ニ而附馬・人馬代錢被下置請取、如件、

文化八辛未年十一月 羽賀 孫吉

相馬九兵衛(黒印) . . . 兩人とも浪岡・増

(宛名なし) 館・常盤組代官

⑨ 已上

金壹兩貳歩

代百七拾匁分五厘

兩替百拾三匁五分也、

左之通御渡下候、以上、

午二月廿七日

庄屋

又助「黒印」 . . . 村名は不明

⑩ 覚

一 錢五百五匁八分九厘三毛

右ハ妙見宮御普請入用人馬并賄ニ也共、代錢御沙汰受取、如件、  
文化八辛未年二月 対馬 還太(黒印)

由布庄左衛門 . . . 兩人とも浦町・横内組

⑪ (右側)

代官

覚

一 同 三両他、八拾六匁五分

右之通渡申候、以上、

十月二日 相馬「黒印」・・・相馬とは⑧の代官相馬九兵衛の事カ。

(左側)

覚

手代川村四郎左衛門・室屋儀左衛門・・・両

人は横内組手代

鳥目 四貫貳百文 但、 老入二付、老貫文ツゝ、横内村庄屋右兵衛七

百文、五人組三人老入二付、五百文ツゝ、

右ハ今度妙見堂御再建被仰付候処、右之者共右御用出精相勤候二付、被

及御聞為御内々御賞被下置、請取如件、

文化四丁卯年十月 織田藤次

金三歩 十月朔日御渡候分、

代 八拾六匁五分五厘

内

七拾匁 前書御賞渡之断

残而

拾六匁五分五厘 十三日宮川預二付、上納仕候、

兵部へ相借、尤式十両之内也、・・・兵部は妙見堂社司阿保兵部

史料5 文化4年(1807) 12月「御用金請取帳」(国文研蔵・22

B00761) ※この史料は文化4年〜7年までの記録。

(表紙) 「文化四丁卯年

御用金請取帳

十二月 成田半四郎(黒印) ※成田半四郎は大工頭

十二月廿七日

○一 金六両貳歩 奉請取候、

辰四月十九日 △・・・辰は文化5年(1808)

○一 同三両 右同断、

五月廿日

○一 同老両 右同断、

但、此一口、石灯笼代、奉請取候、

七月十日

内四身石燈之分△

○一 同拾両 右同断、

八月十九日

○一 同老兩式歩式朱 △

右同断

是より助左衛門渡、

○辰十月六日

一 金老兩式歩 奉請取候(黒印)、

但し、左五郎渡之由、

辰十月六日

○一 同三両 奉請取候(黒印)、

但し、石切屋渡り之由、

辰十月十六日

(△なし)

一 金壹両 奉請取候(黒印)、

○ 但し、伴次郎渡り、

十二月六日

△

一 同九両式歩 奉請取候(黒印)、

○ 但、御厨子出来方、左五郎・儀兵衛・伴二郎渡り并神楽殿工料

□御入用、・・・1字不分明

○十二月

(△なし)

一 同四両 奉請取候(黒印)、

但、御厨子金物出来、身石埋立、儀兵衛渡、

巳正月廿一日

(△なし)・・・巳は文化6年(1809)

一 同壹両式歩 奉請取候(黒印)、

○ 但、神楽殿切組方大工御料二相渡、

四月五日

一 同四両下錢拾匁 奉請取候(黒印)、

○ 但、石燈籠出来代亀岡佐左衛門渡、

四月廿六日

内式分石埋之分

△

○ 一 金三両式歩 奉請取候(黒印)、

但、三百五十四匁之途中付下ケ駄賃并五十二匁ハ瓶子台ノ三方

塗代之内ニ相渡申候、

(貼紙あり)「駄賃三百五拾四匁 亀甲町茂介渡、五拾式匁ハ瓶子台・

三方塗り代、小頭衆江三両式歩相渡ス、」

○五月十七日

△

一 金壹両 奉請取候(黒印)、

但、御本社飾代等相渡申候、

(貼紙あり)「〆二十九両也」

○五月廿三日

(△なし)

一 同三両式歩 奉受取候(黒印)、

是より  
友衛  
取扱  
但、御迁宮ニ付、社司方渡金、

尤上遷宮ニ付、惣御入用代、

六月廿八日

△

一 同三步 奉受取候(黒印)、

○ 但、仮新錢之内入用、

二月廿九日改、是より

權左衛門・・・藤田權左衛門のこと。

午ノ二月廿九日

(△なし)・・・午は文化7年(1810)

一 金八両 奉受取候(黒印)、

此錢九百匁、

内

六百七拾匁七分八リン

此分、御本社并廻り御玉垣へ、神楽殿御取建御入用繩管取候ハ、  
不常野萱山作人馬并野内より取出候石代ニ而、御代官外崎甚太夫

江相渡申候、

式百拾六匁

此分、御本社橋簾戸之場両裏野狭内、長押之断隠出来、入用黒メ

御代ニ被仰、桜庭弥五郎ニ相渡申候、  
残而拾三匁式分リ

此分御預ケ被仰付候付、私預リ置申候、

三月十七日

(△・○なし)

一 金貳歩 奉受取候(黒印)、

此錢五拾六匁六分

内

三拾九匁六分壹厘四毛

此分、御広敷女中より寄進三方代之内ニ御金蔵江上納ニ相成申

候、

残而拾六匁九分八厘六毛

此分、御預ケ被仰付候付、私預リ置申候、

三月十九日

(△・○なし)

一 金壹兩貳歩 奉受取候(黒印なし)、

此錢百七拾壹匁七分五厘

但、御上段彫物之新色代之内ニ山口左五郎ニ不残相渡申候、

四月十五日

(△・○なし)

一 金三両 奉受取候(黒印なし)、

此錢

但、土居堀出来入用人夫代錢之内ニ受取、

五月朔日

(△・○なし)

一 金四兩壹歩 奉受取候(黒印なし)、

此錢四百九拾匁八分七厘五毛

内

拾三匁式分

此分、御額出来、工料大工吉五郎へ相渡申候、

貳百三拾匁

此分、御額金物出来工料代ニ正阿弥勇助へ相渡申候、

百五拾八匁式分五厘

此分、御額紺青諸色工料代ニ、御上段御台彫物之新色代之内ニ、

山口左五郎へ相渡申候、

六拾壹匁六分六厘三毛

此分、御額塗入用錢、御蔵渡ノ外、諸色工料申加へ、御上段

御台入用■御蔵渡之外、・・・■は1字分消し。

塗諸色代ニ青海伴十郎へ相渡申候、

残而

貳拾七匁七分六厘貳毛

此分、御預被仰付、私預リ置申候、

(点羽あり)「残錢五十八匁四分六厘八毛」

「此点羽紙、例上ニ候哉、帳面之内ニ挟ミ置

候付、此所へ付置申候、 其母「(別の点羽)

午二月九日より御漆金高・・・ここから異筆

拾七兩壹歩

此錢壹貫九百六拾三匁式分五毛

此訊

九百貳拾六匁

午年春野萱差切立候代錢受取不申候付、此

三分九厘四毛

度之切立錢ハ相預不申旨、尤八兩分受取候

内、殘錢計相預申旨被仰候、

九百七十匁

此度之野帳へ差出候分、

八分六厘三毛

三匁式分六毛

春六兩式歩之内之殘錢、

式拾七匁

四兩壹歩儀之内之殘錢、

七分六厘式毛

外二

外二

三拾八匁四分

御厨(子)塗賃午年春切ニも受取之内預分、

五十式匁

御賃内、七兩并壹兩渡候、都合八兩代銀・

七分八厘七毛

払錢預申候、

## 5 土居と堀の造営

絵図1と絵図2を(覧頂きたい。絵図1は享保20年(1735)の

「妙見林之図」、絵図2は文化年間に作成されたと推定される「妙見宮

惣構之図」である。前述した史料1の①によれば、延享年間(1744

〜48)に堂社が大破した様なので、絵図1はその前の状態を表してい

る。お堂のみが描かれているが、境内の様子は詳しく画いていない。普

通の境内であったものと思われる。

ところが、絵図2では拝殿と本殿、そして神楽殿は二重の土居で囲ま

れ、土居の間は堀になっていた。また、現在の三番目の鳥居(駐車場近

くの鳥居)のあたりに大きな土居が南北に築かれており、その土居と拝

殿・本殿、神楽殿の領域を結ぶ道も土居で囲まれていた。社司の屋敷は

土居の外、北側にあり、鳥居の外、土居の東に3軒の屋敷が見える。あ

との史料に出てくる、掃除の者(掃除小人のことと思われる)の屋敷の

ようである。絵図2の絵図名には「惣構」の文字があり、妙見宮は

「構」構築の防御態勢を整えた要塞化した宮として、再興をされたこと

が解る。外敵(恐らく赤蝦夷(ロシア人))に対して、守りを固める事を

想定した造りになっていたのは驚きである。弘前城下では「長勝寺構」

と「新寺構」が構築されているが、その他では、東照宮・高照霊社(現

高照神社)・下居宮(現岩木山神社)等が「構」の構築になっている。

いずれも弘前藩にとつて重要な神社であり「妙見宮」もそれらに並ぶ高

い位置付けがなされ、再建されたことを物語っているといえよう。この

絵図には、現存する石燈籠二対(文化5年に家老や手廻・馬廻両組頭等

の奉納・同6年に青森町中が奉納)と、同6年に神社奉行等が奉納した

手水石と、津軽屋三右衛門こと江戸後期の考証学者狩谷椽齋が奉納した

花崗岩製の石鳥居(現在は神橋前にあるが、最初は土居の側にあった)

も描かれているので、この絵図2は、文化6年以降に画かれたものと推

定される。

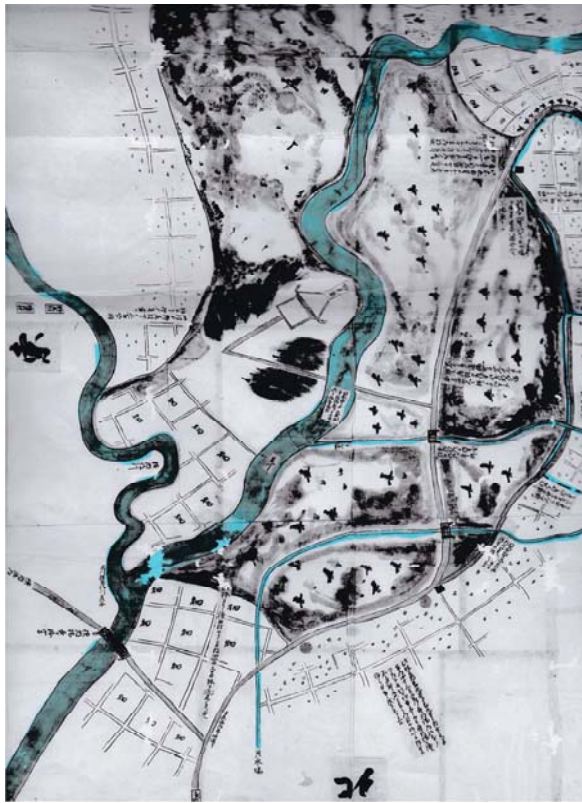
なお写真1では、拝殿に向かって左側に土居と堀跡を見ることが出来

る。拝殿の後もそうである。ただ、拝殿に向かって右側は、土居と堀の

様子がはっきりしない。また、御神橋前の石燈籠から狩谷椽齋が奉納し

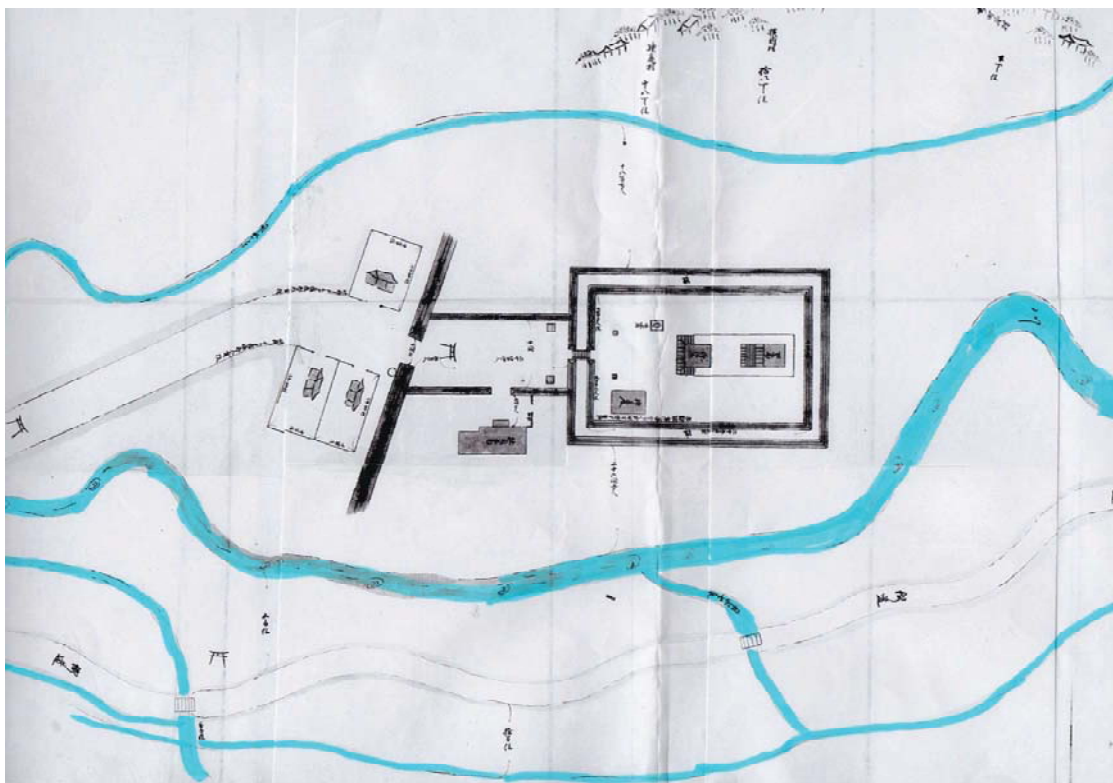
た石鳥居のあたりにあった土居(写真2)と、現在の二の鳥居付近の土

居(写真3)は、絵図2の左側の部分が残っている様に思われた。史料



絵図1 享保15年(1730)4月「妙見林之図」部分  
(国文研蔵・22B00751)

6はこの、土居や堀の大きさと、堀を掘った時にかかった費用を書き上げたものである。良く読むと最初の妙見宮の所の記述では、御宮前通の堀は長さが20間・御宮右通の堀は長さが26間で計46間分である。次の御宮境左側并裏通共の記述では、新規土手が長さ46間とあるので、左側26間(約47メートル)・裏通20間(約36メートル)と解釈でき、堀と土居の長さは、前と後が20間・左と右が26間であったと思われる、**絵図2**の記載とほぼ合致する。堀の幅は上が2間4尺(約4・8メートル)、下が5尺(約1・5メートル)、深さは6尺(約1・8メートル)であったようだ。



絵図2 文化年間「妙見宮惣構之図」部分(国文研蔵22B00752)





写真1 拝殿に向かって左側土居の跡（筆者撮影）



写真2 拝殿手前の左側土居の跡（筆者撮影）





写真3 参道の向かって左側土居の跡（筆者撮影）

史料6 辰（文化5年…1808）6月「妙見宮御普請出来二付入用人

馬仕上勘定覚書」（国文研蔵・22B00763）

覚

妙見宮

一 堀 穿替 壹ヶ所

但、出来土台二

御宮前通 堀 長 貳拾間

御宮右側 堀 長 貳拾六間

上幅 式間四尺

下幅 五尺

深 六尺

此入用人夫 貳拾九人

堀南側江塚付仕上候、

此入用人夫 拾人

堀切取方

此入用人夫 拾人

人夫ノ四拾九人

御宮境左側并裏通共

一 新規土手 長四拾六間

但、土手持建并塀付仕上ケ

此入用人夫 拾九人

一 御宮左ノ方、地低ニ付、地形持立、

壹ヶ所

但、長式拾六間

幅 六間 平均持立巻尺

堀ノ式拾六坪

巻堀二付 式人積

此入用人夫 五拾式人

一 馬七拾三疋

但、堺附、賦入用山一日三度附之積、尤御宮左ノ方并裏廻入用堺之儀ハ、切取人夫積無御座候付、直ニ山方より切取之積、

右之寄

一 人夫 百式拾人

内

四拾九人 御雇、

代百式拾式勿五分

但、老人二付、式勿五分宛

残而、

七拾老人

氏子中より  
御手伝

此分

人夫 三拾人

同 拾三人

同 拾式人

同 五人

同 拾老人

横内村

新町野村

浜田村

野木村

野尻村

一 馬七拾三疋

内

拾八疋

代七拾式勿

御雇

但、巻疋二付、四勿宛

残而

五拾五疋

氏子中より  
御手伝

此分

式拾疋

式拾疋

拾五疋

横内村

新町野村

野尻村

御雇錢ノ

百九拾四勿五分

則、御氏錢渡方被仰付、奉受取候、

右ハ妙見宮御普請被仰付皆出来ニ付、入用人馬仕上勘定前書之通、御上「奉候」、以上、・・・「奉候」は虫損のため推定。

新町野村

庄屋清兵衛

横内村

庄屋右兵衛

野尻村

庄屋藤左衛門

辰

六月

森 弥源多 様・・・・・森山弥源太  
 神 又 市 様・・・・・両名は浦町・横内組代官

## 6 社司の屋敷と掃除之者の屋敷

この絵図2から、いわゆる境内には、社司の屋敷と掃除の者の屋敷があったことが解るが、再興前には社司は境内に住んでいた訳ではなかったと思われる。最後に、これらはどのようにして建てられたかを史料7で見えていく。これは、社司阿保兵部の屋敷が「勸化」によって資金を集め、建てられていったことがわかるものである。弘前及び平賀通り、藤崎から中通り小泊まで、赤石組の村々、広須・木造新田、油川・後潟組、浦町組、在方の重立の者等から金銭を集めている。有力商人と思われる、三国屋・竹屋・繁田屋、御用達（名前は不明）の書き上げもあり、広範に及び、とても阿保兵部が一人で回ったとは考えられない。奉加帳の様なもの、重立の人間に渡して、集金を依頼したと考えられる。7貫180匁余りが集まっているが、当時の相場は1両が110匁（文目・目）位だったので、約65両を集めたことになる。

一方、3軒の掃除の者の屋敷には、このうちから600目しか支出されていらない。しかし、ここに住む場合、一人米五俵と1丈の長さの丸太18本の費用が「御奥」から支給され、何とかなつたようである。阿保兵部から支給された600目の分は648文目かかると赤字になつたようだが、不足分は浦町組で負担をしてくれた。これらの3軒に住んだ掃除の者とは、どういう者かと言うと、恐らく近くの村の百姓であつたもの

と思われる。史料8は、三番目に住み着いた八ツ役村の惣左衛門という者が、最初に引越して掃除の者になつた者と自分の引越条件が違つたと泣きを入れたため残つた史料である。

史料7 文化6年（1808）11月「妙見社司勸化二而家作取建勘定

帳」（国文研蔵・22B00746）

（表紙）「文化六己巳年

妙見社司勸化二而家作取建勘定帳

十一月

覚

一 銭壹貫七百貳拾壹匁五分六厘

此訳

六百四拾貳匁六厘

六百五拾匁

三百拾九匁五分

百拾文目

一 同 五百四拾貳匁七分

弘前并平賀通り  
 勸化帳老冊之表  
 在方重立金銭  
 兩様勸化帳之表  
 三国屋勘左衛門  
 竹屋 久助  
 御用達四人金三兩  
 両かへ百拾匁五分立  
 繁田屋長右衛門  
 金老兩  
 藤崎より中通り  
 小泊迄老冊之表

一 同 百八拾三匁

赤石組村々巻冊

之表

一 同 三百拾九匁

広須・木造新田

右同断

一 同 老貫百六拾七匁七厘

油川・後方両組右

同断

五冊

一 同 老貫三百五拾目

惣組御代官手先

一 同 老貫目八

青森町奉行手先

但、尔今相渡不申候、

一 同 九百目

浦町組村々重立之

者相頼、無尽金候出納

二而相集候分、

錢合七貫百八拾三匁三分八厘

内

六百目

門前三軒取建入用

但、最初引越之節、老軒二付、御米五俵・老丈丸太

拾八本宛

御奥より被下置候二付、飯屋取建住居仕候處、

御沙汰之上右勸化江入加へ被仰付、前書六百目

御渡之上、浦町組御代官引續取建と被仰付候處、

六百四拾八匁目余相懸申候得共、右不足分ハ、同

組三而補差出候筈、其外屋祿廻入用木目壹

差引残而

繩等之類ハ妙見宮之祭より差出申候、

六貫五百八拾三匁三分八厘

社司阿保兵部家作料江差向候分、

此処弘方

七貫七百九拾五匁六分四厘

但、社司兵部家作入用材木并大工・木挽・左官作料・

鑄物代都而惣新規二付、諸色代錢とも浦町・

油川御代官所より受取相渡候分、

差引残而

老貫貳百拾貳匁貳分六厘 不足分

但、屋祿廻入用野苧并繩等之分ハ、厘子より差出

申候、其外さしほり・垂木之類、伐取入用并家

作中門前三軒とも人人夫十人程、是又厘子より

差出申候、

※貼紙あり。

右ハ妙見社司居宅并門前三軒家作二付、勸化相集分二而家作取建受払

勘定差出候表、仕上ケ如此御座候、以上、

十一月

※貼紙「此残、金直シ、

拾兩三步と

錢貳匁八分八厘五毛

役所相場より五分下ケ二付、百拾二匁五分立」

(表紙) 「妙見境内江引越之儀ニ付

覚 浦町組

御代官」

覚

妙見境内掃除之者、八ツ役村惣左衛門と申者、引越願申出候ニ付、双方より表向書付差出申候、然処右惣左衛門と申者、甚以難渋之者ニ付、最初引越候者同様御手当被下置度旨内々申出候付、最初之通、左ニ、

一 米五俵

但、老俵ニ付

武拾四匁直段

代 百式拾匁

一 壹丈丸太拾八本

但、古盛直段

老本ニ付老匁

七分九厘ツ、

代 三拾式匁式分式厘

二〇

百五拾式匁式分式厘

右之通御手当被害下置度此段御内意奉伺候、以上、

四月 浦町組

御代官・・・由布庄左衛門と対馬還太か？

藤 権左衛門 様

最後に、何故この時期に、妙見堂は再建され、境内が「構」として構築されたのかをまとめる。史料2と3に再建狙いは書かれている。藩の祈願所として再建されたのである。その背景には、弘前藩の蝦夷地警備に派遣される藩士への、無事帰還を願う思いがあったものと推定される。文化4年〜5年にかけて斜里で越冬した多くの藩士が死亡した。足軽の齋藤勝利が密かに書き残した「松前詰相日記」が、その悲惨さを現代に伝えてくれている。弘前市は斜里町と友好都市関係を結び交流を続けているが、当時、外が浜の横内に妙見堂を再建して、蝦夷地への渡航安全、警備安全、無事帰還などを祈ったものと思われる。妙見堂の格付けは、藩の鎮守下居宮（おりののみや）（現岩木山神社）、国上寺（現平川市碓ヶ関）、百沢寺（下居宮の別当寺院）、護穀神（現弘前市住吉神社境内の護穀神社）と並ぶ最高ランクに位置づけられた。それは、藩から支給される祈祷料（金3歩と銭11匁1分）の金額の高さで裏付けられる。また、祭事料も護穀神と並ぶ金1歩と銭50匁が支給された。正月・5月・9月と年3度のご祈祷と、6月15日の祭事は、蝦夷地が松前藩に返還されるまで続いた事は確かである。

おまけに、史料9を付けておいた。この史料からは、妙見堂再建にかかった費用がほぼ解り、金10両と銭約11貫500匁位であった。金に直すと約115両にしかないが、この他に領内から集めた勸化料や氏子の負担、奉納物の負担など、数字では表されていない分もあったのである。なお津軽屋三右衛門が奉納した石鳥居の取り建て費用は約1両で



あった。妙見堂の再建費用の支出管理は、当初藤田権左衛門が行ない、死亡後は小笠原其母が引き継いでいる。共に者頭格の藩主に近侍する小姓組頭であった。<sup>(8)</sup>

なお、国文研蔵の「妙見宮」関係史料の史料利用に際し、本会会員萱場真仁氏のご協力を得た。特に記して感謝を表明する次第である。

史料9 文化8年(1811)12月「外浜妙見御宮廻御普請勘定帳 控」

(国文研蔵・22B00750)

(表紙) 「文化八辛未年

外浜妙見御宮廻御普請勘定帳

控

二月 小笠原其母 「

覚

(貼紙) 先役藤田権左衛門より 三拾七兩

一 錢四貫貳百九拾七匁

三分五匁 兩替帳

壹分九厘五毛

別帳之表

(貼紙) 右同人より

一 同九百七拾貳文目

帳受候、八兩壹分

壳払御代錢、兩替帳

之表、

一 錢壹貫三百五文目八分

御家老衆并御組頭より

奉納石燈籠代錢

御小納戸より御立替之儀

一 同三拾八兩八分

上納之分

御本社御取建相済

勘定差出之表、御預

錢ニ相成候旨、御大工頭成田

半四郎より出候分

此度伺之上御表より

御繰出ニ相成候分

御額代錢、壹貫四百八拾五匁

六分五厘口毛：□の数字虫損で見えず。

御奥より御出金ニ被成候ニ付、

御小納戸より御取候分

一 同四貫八百貳拾貳匁

三分九厘

一 金拾兩

〆金拾兩

錢拾壹貫四百三拾六匁壹分八厘五毛

内

金三歩

代八拾七匁

三分七厘

但、

武歩ハ廿九匁五分也、  
志歩ハ貳拾九匁三分七厘

之兩替

差引覚

金拾三兩壹分

錢拾壹貫五百貳拾四匁五分五厘五毛

内払

壹貫二百貳拾匁

妙見宮社司阿保

式分六厘

兵部（家作軒被下置

相渡候分、

百拾六文目

人夫代銭、御代官外崎

甚大夫江相渡候分、

百拾貳文目

津懸屋三石衛門より雷進

壹分五厘

石之鳥居取建人用渡、

九百二拾六匁

御本社御取建人用

三分九厘四毛

勘定帳差出候出来、

残御品出来入用代銭

大工頭成田半四郎渡、

四口

式貫四百六匁八分四毛

九貫貳拾九匁

御額并御本社御上段

三分八厘壹毛

雪圍懸戸・金物金、

御本社廻十居堀・御手水

石之坪石、足組人足代江

構懸渡、其外道普請

御神器等出来入用分、

大工頭成田半四郎渡、

右勘定差出渡

四拾壹匁

御額取付金物代、身

持賦人夫之下諸色

貳拾壹匁六分ハ

代添候付申出候渡候分、

右勘定已後渡、諸色

職方入用人馬賃、浪岡駅より

申出、同組御代官江相渡候分、

金拾兩

先取扱之節、四年二月御小納戸

より御立替候渡分、同項上納

御小納戸頭受取手形添、

払へ金拾兩

錢拾壹貫四百九拾九匁五分余厘七毛、

差引残而

金三兩壹分ト

御小納戸頭江相渡

錢貳拾貳匁八厘

請取候手形

右ハ妙見宮御宮廻所々取立御入用調、別書之通、御座候、以上、

申

十二月・・・「申12月」は文化8年（1811）12月

註

(1) 12月13日の第91回例会にご出席頂いた、大星神社敬神会会長工藤勇一氏のお話によれば、この時に寄進された奉納物と思われるものがまだ残っているとのことであった。

(2) 弘前市立弘前図書館蔵の「弘前藩庁（御国日記）」のこと。以下、「国日記」と略記する。

(3) 「国日記」正徳元年（1711）6月6日条。

(4) 長谷川成一校訂『御用格（第一次追録本）上』（弘前市・平成5年3

月30日発行)の810〜11頁に、文化4年11月21日、29日の記事が載っているが、省略されている部分(祈祷料・祭事料など)が多いので、「国日記」の記事を史料とした。また、「寺社一件」(弘前図書館蔵・甲11の333)にも右の内容が書かれており、史料3に見える御寄進物(9代藩主津軽寧親の寄進物)の内容がわかる。しかし、後述の表2の方具体的にまとめたので掲載しなかった。

- (5) 田中秀和『幕末維新时期における宗教と地域社会』(清文堂・1997年9月30日発行)、202〜204頁によれば、慶応4年(1868)3月28日に出された神仏分離令では、「一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事、附、(省略)或ハ鰐口・梵鐘・仏具等之類差置候分ハ草々取除き可申事、」とある。但し、弘前藩に分離令がもたらされたのは同年5月の事で、藩内に実際に触れがまわされたのは明治2年(1869)2月以降であるという。

- (6) 『青森市史 第10巻 社寺編』には、巻頭に付図として大星神社の絵図がついている。内容は文化9年(1812)8月の妙見堂境内図で、寺社奉行・郡奉行・勘定奉行の三奉行扱いの但し書きがある。しかしこれら三奉行の役職名は相互に違っており、寺社の町田は勘定奉行、郡の釜漕は寺社奉行、勘定の菊池は郡奉行が正しい。土居の長さも拝殿等の左右は三十九間二尺余と書かれており、内容に疑問が持たれる。

- (7) この史料は、宛名の藤田が文化7年(1810)12月20日に病死しており、それ以前のものではあるが、史料7の記述から、文化7年のものと推定した。史料7に妙見堂の境内に引越す際の支給手当が書かれているが、惣左衛門がそれと同じ手当を要求しているので、同6年11月以降の4月、文化7年4月のものと推定した。

- (8) 藤田権左衛門は(7)から文化7年12月20日に死亡。小笠原其母は藤田の後任と思われる。小笠原は持筒足軽頭格御小姓組頭である。また、

津軽屋三右衛門こと、考証学者として有名な狩谷楳齋による花崗岩製石鳥居の妙見堂への奉納も一連の動きに連動をしている事がわかる。単独で奉納したものではなかったのである。

(ふくい・としたか 弘前大学国史研究会会員)